

(12) 転学部前の既修得単位の認定

本学部にて転学部する前に修得した単位を有する者は、教育上有益と認める場合に限り、本学部における授業科目の履修により修得した単位として認めることがあります。ただし、認定により単位修得済みとなったことによる修業年限の短縮はできません。

上記の単位の認定を受けようとする者は、入学年度の所定の期日までに次の書類を学部長（学務課工学部担当）に提出してください。

- ① 既修得単位認定申請書
- ② 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
- ③ 授業科目の内容又は学修の内容を記載した書類（シラバス、授業内容一覧等）

なお、履修科目の登録に当たっては、当初は認定がないものとして所定の履修手続きを行い、申請した授業科目の単位の認定がなされた場合は、速やかに当該授業科目の履修登録の取り消しを行ってください。